

要 旨

令和2年度から国立公文書館で行政文書の保存期間満了時の措置に関する確認を行い、必要に応じて移管あるいは廃棄にすべきか等について行政機関側に照会し、専門的技術的助言を行う評価選別業務を担当しているが、近年、地震・台風などの大規模な自然災害が頻発するなか、関連文書の措置の妥当性を判断するのに苦慮している。現状の移管基準等を定めた「行政文書の管理に関するガイドライン」別表第2には、「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」という「大震災」クラスの自然災害にしか移管・廃棄の明確な基準が存在しない。このため、大規模な自然災害関連文書の移管の可能性について行政機関に照会しても、「何をもって大規模な自然災害とし、どのような文書が移管に該当するのか」について、行政機関と国立公文書館との間に認識の齟齬があるためである。本稿は、別表第2で不足すると思われる項目に関して、課題や論点を整理し、自然災害の中でも「大震災」に次ぐレベルの災害関連文書に関する新たな移管基準案を提案することを目的とし、今後の評価選別業務や将来的な評価選別基準の改正等に役立てたいという狙いがある。

第1章では、災害対応のための法令とその適用基準を調べて、近年の主な自然災害を例に、どの災害にどのような災害関連法令が適用されているかを整理した。その結果、①内閣府に「緊急」「非常」「特定」のいずれかの災害対策本部が設置された災害、②災害救助法が適用された災害、③局激であれ、本激であれ激甚災害法が適用されたような災害であれば、地方公共団体だけでは対応できず国全体で支援が必要な規模の災害であり、国においても記録を残していかなければならない「大震災」に次ぐレベルの災害であると定義した。

第2章では、行政機関の文書管理規則や標準文書保存期間基準（保存期間表）から、災害関連文書をどのように整理して登録しようとしているかを整理したうえで、前章で「大震災」に次ぐレベルの災害と定義した災害の例として平成28年熊本地震をとりあげ、内閣府に設置された非常災害対策本部会議の配付資料等をもとに、どの行政機関がどのような災害対応を行い、その結果どのような文書が作成・登録されているかを、行政文書ファイル管理簿の熊本地震関連文書の登録状況から調査した。これにより、法令の制定・改正や閣議請議文書等は現在の移管基準の適用で問題ないが、各行政機関で独自に規則を作成しているものについては、その基準をほかの行政機関でも適用できるように、またそもそも規則や保存期間表に記載がないものについては、より明確な基準を定める必要があると考え、東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管の判断基準を定めた通知を参考に、「大震災」に次ぐレベルの災害関連文書の移管基準案について第3章で具体的に考察した。

この結果、「大震災」よりは規模が小さい災害であっても、大震災と同様の基準で移管とすべきもの、通知に項目として加えたほうがよいもの、また膨大な文書が作成される災害復旧・復興事業に関する文書のように、通知の示す範囲が広すぎるため、もう少し整理して具体化した方がよいものがあると思われた。以上を整理して、「大震災」に次ぐレベルの災害関連文書の移管基準案を作成し、将来的にガイドラインに加えることを提案した。